

山辺町観光協会公式キャラクターの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山辺町観光協会（以下「協会」という。）の公式キャラクター「すだまりんちゃん」（以下「キャラクター」という。）の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 キャラクターのデザインは、別表に定めるとおりとする。

(使用の申請)

第3条 キャラクターを使用しようとするもの（以下「申請者」という。）

は、山辺町観光協会公式キャラクター使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、会長に申請しなければならない。

(使用の承認)

第4条 会長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査しキャラクターを使用することが適当と認めるときは、山辺町観光協会公式キャラクター使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知する。なお、承認の有効期間は3年以内とし、更新を妨げない。

2 前項の規定による審査の結果、キャラクターを使用することが適当でないとき認めるときは、山辺町観光協会公式キャラクター使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は無料とする。

(使用の条件)

第6条 キャラクターの使用に当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 使用にあたっては、「山辺町観光協会公式キャラクターすだまりんちゃん」と協会の公式キャラクターである旨を明示すること。ただし、デザインの編集等において明記することが困難な場合は、事前に

協会の承認を得ること。

- (2) キャラクターデザインを改変しようとする場合は、キャラクターのイメージ等を損なわないよう配慮し、事前に協会の承認を得ること。
- (3) 承認された用途のみに使用すること。
- (4) 商標登録出願等を行わないこと。
- (5) 承認された権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (6) 承認に基づき作成等をした物件の完成見本を提出すること。ただし、これにより難しい場合は物件の写真等の提出に代えることができる。

(承認の基準)

第7条 会長はキャラクターの使用について、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の承認をしないものとする。

- (1) 協会及びキャラクターのイメージや品位を傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体等を支持し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (4) 山辺町暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が利用するとき。
- (5) 自己の商標、意匠等に独占的に使用するおそれがあるとき。
- (6) 適正な使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (7) その他、会長が不適當と認めるとき。

(承認内容の変更)

- 第8条 使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）が承認された内容を変更しようとするときは、山辺町観光協会公式キャラクター使用内容変更承認申請書（様式第4号）により会長に申請しなければならない。
- 2 会長は前項の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、変更することが適当と認めるときは、山辺町観光協会公式キャラクター使用内容変更承認通知書（様式第5号）により使用者に通知する。
- 3 前項の規定による審査の結果、変更することが適当でないとき、山辺町観光協会公式キャラクター使用内容変更不承認通知書（様式第6号）により使用者に通知する。

（承認の取消し）

- 第9条 会長は、キャラクターの使用について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消すことができる。
- （1）申請に係る記載事項に虚偽があることが判明したとき。（2）第5条に規定する使用の条件に違反したとき。（3）第6条に規定する承認の基準を満たさないこととなったとき。（4）ガイドラインに規定する条件に違反したとき。
- 2 会長は前項の規定により使用の承認を取り消したときは、山辺町観光協会公式キャラクター使用承認取消通知書（第7号様式）により使用者に通知する。

（損失補償等の責任）

- 第10条 協会は、キャラクターの使用の承認及び承認の取消しをしたことに起因する損失補償等について、一切の責務を負わない。
- 2 キャラクターを使用するものがキャラクターの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失について、協会は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責めを負わない。
- 3 キャラクターを使用するものがキャラクターの使用に際して故意又は過失により協会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協会に賠

償するものとする。

(庶務)

第11条 キャラクターの使用に関する庶務は、協会事務局において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は令和4年8月17日から施行し、令和4年6月7日から適用する。